

令和8年1月9日



## 中川運河ダイオキシン類対策について

本組合は、中川運河の水環境の改善のため、東支線において、令和3年度から底層改善を図るための覆砂事業を進めております。

こうした中、令和5年度に旧松重ポンプ所南側水域部の事前調査においてダイオキシン類が環境基準値を上回ったことから精密調査を実施しました。

令和6年度より有識者検討会議を設置し、これらの調査結果を踏まえて対応を検討した結果、精密調査では全ての地点で環境基準値以下だったことから汚染はなかったものの、事前調査地点のみ対策を実施することとし、その対策について検討を進めてまいりました。

今般、具体的な対策方法を取りまとめましたので、別添のとおりお知らせします。

### 【別添資料】

#### 中川運河ダイオキシン類対策について

【お問合せ先】  
政策企画部 環境課  
担当 堀部、定松  
TEL 052-654-7892

## 中川運河ダイオキシン類対策について

### <対策内容について>

対策対象：精密調査では全ての地点で環境基準値以下だったことから汚染はなかったものの、事前調査地点のみ対策を実施する。

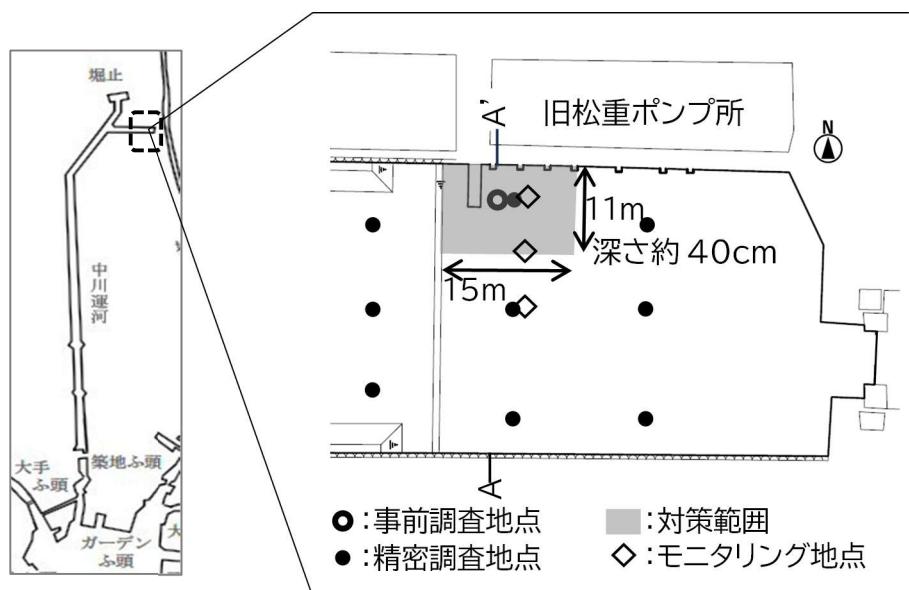
対策工法：対策範囲の底泥（対策泥）を隣接する深堀りした地点に移動したのち、覆砂により封じ込める。

工事期間中は、対策泥の拡散防止のため、汚濁防止膜で施工区域を囲い、松重ポンプ設備は運転を停止する。

工事時期：令和8年度以降、出水期を避けた時期に施工する。

監視：年1回のダイオキシン類等のモニタリングを継続し、封じ込め効果を監視していく。

### [対策箇所図]



### [施工イメージ図]

